

第44回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2019年8月28日（水曜日）
午前10時30分（受付開始 午前9時30分）

開催場所 愛媛県松山市大街道三丁目1番地1
いよてつ会館5階「クリスタルホール」
※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く）及び退任監査等委員である取締役に対する退職慰労金贈呈の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権行使書用紙返送期限
2019年8月27日（火曜日）午後6時到着

【目次】

招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
〔添付書類〕	
事業報告	11
計算書類	27
監査報告書	38

証券コード 7673
2019年8月13日

株主各位

愛媛県松山市姫原三丁目6番11号
ダイコー通産株式会社
代表取締役社長 河田 晃

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年8月27日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年8月28日（水曜日）午前10時30分
2. 場 所 愛媛県松山市大街道三丁目1番地1
いよてつ会館5階「クリスタルホール」

3. 目的事項

報告事項

第44期（自 2018年6月1日 至 2019年5月31日）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役（監査等委員である取締役を除く）及び退任監査等委員である取締役に対する退職慰労金贈呈の件 |

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 紙資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容について、修正をすべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.daiko-tsusan.co.jp/>）にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への安定した配当の継続による利益還元の実現を図りながら、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保することを重要な経営方針のひとつとして位置づけております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の経営環境等を総合的に勘案して以下のとおりといたしたいと存じます。

また、当社は2019年3月12日に東京証券取引所市場第二部へ上場いたしました。これもひとえに株主の皆様のご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。

つきましては、株主の皆様へ感謝の意を表するため、普通配当に加え記念配当を実施することとし、以下のとおりといたしたく存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき 63円（うち、普通配当58円、記念配当5円）
配当総額 167,978,160円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年8月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、岡田保氏は退任されます。

つきましては、機動的な意思決定が行えるよう取締役1名を減員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
1	かわだ あきら 河田 晃 (1972年7月9日生) [再任]	1999年4月	株式会社アルメックス入社	225,530株
		2007年11月	当社入社	
		2009年8月	当社取締役就任	
		2010年4月	株式会社ディー・ケー・コーポレーション 代表取締役就任（現任）	
		2011年8月	当社取締役副社長就任	
		2014年5月	睦通信株式会社（現当社）社外取締役就任	
		2014年8月	当社代表取締役社長就任（現任）	
		2015年1月	有限会社デンツー産業（現当社）取締役就任	
(取締役候補者とした理由) 代表取締役社長として、経営の監督を適切に行うとともに、当社の経営理念や経営戦略を着実に推進、実現しており、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所 有 す る 当社株式の数
2	かわだ まさはる 河田 正春 (1955年10月23日生) [再任]	1974年 4 月	富士電機製造株式会社（現富士電機株式会社）入社	80,040株
		1979年 2 月	当社入社 大阪営業所長	
		1985年 7 月	当社取締役就任	
		2002年11月	当社西日本ブロック長（現任）	
		2005年 6 月	当社常務取締役就任	
		2014年 5 月	睦通信株式会社（現当社）社外取締役就任	
		2014年 6 月	当社東海北陸ブロック長（現任）	
		2014年 8 月	当社専務取締役就任	
		2017年 8 月	当社代表取締役専務就任（現任）	
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>C A T V及び情報通信分野における豊富な業務経験と知識を有するとともに、取締役として当社の経営の中核を担っております。また、重要な業務執行の決定及び監視・監督の役割を適切に果たしており、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
3	にしむら あきら 西村 晃 (1957年2月27日生) [再任]	1976年6月	愛媛東芝商品販売株式会社入社	120,040株
		1980年4月	四国通信機工業株式会社(現四国通信産業株式会社)入社	
		1985年7月	当社入社 本社営業部長	
		1987年8月	当社取締役就任	
		2002年11月	当社四国九州ブロック長(現任)	
		2004年4月	西南地域ネットワーク株式会社社外取締役就任	
		2005年6月	当社常務取締役就任	
		2014年8月	当社専務取締役就任	
		2017年1月	当社東日本ブロック長(現任) 当社東京営業所長	
		2017年8月	当社代表取締役専務就任(現任)	
(取締役候補者とした理由) CATV及び情報通信分野における豊富な業務経験と知識を有するとともに、取締役として当社の経営の中核を担っております。また、重要な業務執行の決定及び監視・監督の役割を適切に果たしており、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。				
4	かわだ みつる 河田 充 (1947年6月11日生) [再任]	1966年4月	サンテレホン株式会社入社	149,950株
		1975年6月	当社設立 当社代表取締役社長就任	
		2014年8月	当社代表取締役会長就任	
		2017年8月	当社取締役会長就任(現任)	
(取締役候補者とした理由) 当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しております。また、当社の設立から取締役として当社の企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
5	おかの たくや 岡野 拓哉 (1959年4月30日生) [再任]	1978年4月	サンテレホン株式会社入社	30,000株
		2000年9月	当社入社 大阪営業所営業部長	
		2002年6月	当社取締役就任 (現任)	
		2003年6月	当社東日本ブロック長 当社東京営業所長	
		2017年1月	当社大阪営業所長 (現任)	
(取締役候補者とした理由) CATV及び情報通信分野における豊富な業務経験を有しております。営業部門を中心に業務全般を熟知するとともに、営業業務を中心に経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。				
6	しらい みつる 白井 充 (1974年11月9日生) [再任]	1999年11月	宇都宮税理士事務所入所	10,000株
		2002年5月	当社入社 管理部配属	
		2005年12月	当社内部監査室配属	
		2006年6月	当社内部監査室長	
		2010年8月	当社取締役就任 (現任) 当社管理部長 (現任)	
		2014年5月	睦通信株式会社 (現当社) 社外監査役就任	
(取締役候補者とした理由) 当社入社以来、主に管理部門の業務に従事し、取締役としてガバナンス体制の強化を推進するなど、担当する職責を十分に果たしており、高い能力と専門性を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。				
7	たかもと かつや 高本 克哉 (1965年9月7日生) [再任]	1984年4月	当社入社	10,000株
		2011年9月	当社本社営業部長 (現任) 当社執行役員就任	
		2015年8月	当社取締役就任 (現任)	
(取締役候補者とした理由) CATV及び情報通信分野における豊富な業務経験を有しております。営業部門を中心に業務全般を熟知するとともに、営業業務を中心に経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。				

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、前田照雄氏、倉本逸男氏は退任されます。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
1	かわばた たみへい 河端 民平 (1952年1月26日生) [再任] [社外取締役候補者] [独立役員候補者]	1975年3月	株式会社ウッドワン入社	0株
		1982年1月	河端民平司法書士事務所所長（現任）	
		2007年8月	当社監査役就任	
		2017年8月	当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 司法書士としての専門的見地及び当社の監査等委員である社外取締役として適切に監査いただいた実績があることから、客観的な立場で業務執行に対する監督機能の強化に資する有用な意見・提言をいただくことができると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。				
2	はまざき しょうじ 濱崎 省二 (1943年8月5日生) [再任] [社外取締役候補者] [独立役員候補者]	1962年9月	日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社	0株
		1992年4月	同社阿南電報電話局お客様サービス部長	
		1995年7月	株式会社NTT-TETE四国（現株式会社NTTフィールドテクノ）入社 本社事業部長	
		1999年4月	株式会社NTT-TETEサービス四国（現株式会社NTTフィールドテクノ）本社技術部長	
		2003年4月	株式会社NTTネオメイトサービス四国（現株式会社NTTフィールドテクノ）代表取締役常務	
		2010年8月	当社社外監査役就任	
2017年8月	当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）			
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 通信業界で培われた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の監査等委員である社外取締役として適切に監査いただいた実績から、コーポレート・ガバナンスの一層の向上に資する有用な意見・提言をいただくことができると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
3	やまもと こうぞう 山本 浩三 (1959年7月20日生) [新任] [社外取締役候補者] [独立役員候補者]	1982年 4 月	株式会社伊予銀行入行	0株
		2006年 2 月	同行小野支店長	
		2009年 2 月	同行佐伯支店長	
		2011年 8 月	同行中浜支店長	
		2014年 8 月	同行お客様の声センター長	
		2015年 8 月	同行コンプライアンス総括部審議役	
		2017年 8 月	同行審査部参事役（現任）	
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由)</p> <p>株式会社伊予銀行における長年の業務執行経験を有しております。また、コンプライアンスに関する豊富な知識や財務及び会計面に加えて事業運営全般への高い見識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
4	たけち ひろやす 武智 弘泰 (1974年6月11日生) [新任] [社外取締役候補者] [独立役員候補者]	1997年4月	株式会社伊予銀行入行	0株
		2002年10月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所	
		2006年4月	公認会計士登録	
		2012年7月	新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	
		2018年7月	株式会社マルク 取締役管理部長就任（現任）	
		2018年10月	税理士登録	
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 公認会計士・税理士として専門的な知識・経験等を有しており、当社の中長期的な企業価値の向上に資する監督及び助言が期待できることから、当社取締役として適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。				

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、河端民平氏、濱崎省二氏、山本浩三氏、武智弘泰氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
3. 河端民平氏及び濱崎省二氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、河端民平氏、濱崎省二氏が監査等委員である取締役に就任した場合、両氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を継続する予定です。また、山本浩三氏、武智弘泰氏が監査等委員である取締役に就任した場合、両氏と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は、法令が規定する額としております。
5. 山本浩三氏は現在株式会社伊予銀行の審査部参事役であります。2019年8月28日をもって退任する予定であります。

第4号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く）及び退任監査等委員である取締役
に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く）を退任されます岡田保氏並びに監査等委員である取締役を退任されます前田照雄氏及び倉本逸男氏に対し、それぞれの在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するものは取締役会、また監査等委員である取締役に対するものは監査役在任期間中を含めて監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任される取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
おか だ 岡 田 たもつ 保	2006年8月 当社取締役就任（現任）
まえ だ 前 田 てる お 照 雄	2003年8月 当社監査役就任 2017年8月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）
くら もと 倉 本 いつ お 逸 男	2017年8月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）

以 上

[添付書類]

事業報告

自 2018年6月1日
至 2019年5月31日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策等により企業収益や雇用情勢は緩やかな回復基調が継続しているものの、通商問題による中国の経済成長鈍化や資源価格の変動等により、先行きは不透明な状況で推移しました。

当社が事業展開するCATV及び情報通信関連分野におきましては、IoTやAIといった新たな技術革新を支える伝送路のデータ伝送量が益々増加していることから、光伝送路構築やFTTH（※）等の通信インフラ基盤の大容量化が引き続き進んでおります。また、防災関連分野におきましては、地方自治体防災システムのアナログ方式からデジタル方式への更新が続いております。

※FTTHとは、Fiber to the Homeの略。通信事業者の設備から利用者建物等までを光ファイバーケーブルでつなぐアクセス方式。

このような状況のなか、当社は過去の大型案件受注により得たノウハウをお客様から評価していただき、FTTH案件や防災行政無線案件等を前事業年度に引き続き多数受注しました。また、中長期的な経営戦略に沿った提案型の営業活動に注力したことにより、中堅規模の顧客との取引が拡大しました。当事業年度の売上高は、前事業年度において受注した大型のFTTH案件や消防通信設備案件が終息した影響を受け、15,044,048千円(前事業年度比1.6%減)となりましたが、利益につきましては、大型案件の影響が抑えられたため、売上総利益は2,374,041千円(前事業年度比6.1%増)、営業利益は750,356千円(前事業年度比15.3%増)、経常利益は718,752千円(前事業年度比9.2%増)、当期純利益は460,094千円(前事業年度比14.3%増)となりました。

事業区分別の営業概況は以下のとおりであります。

事業区分の名称		第43期	第44期	前事業年度比
		自2017年6月1日 至2018年5月31日	自2018年6月1日 至2019年5月31日	
四国九州ブロック	売上高	千円 3,650,624	千円 3,186,747	% 87.3
	売上総利益	519,208	540,121	104.0
東日本ブロック	売上高	5,482,259	5,312,027	96.9
	売上総利益	693,417	723,988	104.4
西日本ブロック	売上高	4,536,022	4,986,328	109.9
	売上総利益	725,776	809,878	111.6
東海北陸ブロック	売上高	1,612,456	1,558,944	96.7
	売上総利益	300,032	300,053	100.0
合 計	売上高	15,281,363	15,044,048	98.4
	売上総利益	2,238,435	2,374,041	106.1

四国九州ブロック

F T T H案件及びリゾートホテルLAN工事をはじめとした屋内通信設備工事案件の増加により好調に推移しましたが、大型の消防通信設備案件の終息が影響したことから、売上高は3,186,747千円（前事業年度比12.7%減）となり、売上総利益は540,121千円（前事業年度比4.0%増）となりました。

東日本ブロック

防災行政無線案件の増加により好調に推移しましたが、大型のF T T H案件及びメガソーラー状態監視システム案件の終息が影響したことから、売上高は5,312,027千円（前事業年度比3.1%減）となり、売上総利益は723,988千円（前事業年度比4.4%増）となりました。

西日本ブロック

防災行政無線案件及びナースコールやネットワーク機器等の病院案件が好調に推移したことから、売上高は4,986,328千円（前事業年度比9.9%増）となり、売上総利益は809,878千円（前事業年度比11.6%増）となりました。

東海北陸ブロック

F T T H案件や防災行政無線案件が堅調に推移しましたが、一部の案件が次期へ延期となったことから売上高は1,558,944千円（前事業年度比3.3%減）となり、売上総利益は300,053千円（前事業年度比0.0%増）となりました。

商品区分別の営業概況は以下のとおりであります。

商品区分		第43期	第44期	前事業年度比
		自2017年6月1日 至2018年5月31日	自2018年6月1日 至2019年5月31日	
		千円	千円	%
ケーブル	売上高	4,046,990	3,979,025	98.3
	売上総利益	618,561	650,601	105.2
材料	売上高	6,741,330	7,198,543	106.8
	売上総利益	1,216,479	1,325,377	109.0
機器	売上高	4,481,221	3,704,789	82.7
	売上総利益	402,247	386,464	96.1
その他	売上高	11,820	161,690	1,367.9
	売上総利益	1,147	11,598	1,010.7
合計	売上高	15,281,363	15,044,048	98.4
	売上総利益	2,238,435	2,374,041	106.1

ケーブル

大型の光伝送路案件受注により光ケーブル販売、輸入ケーブル及び国内協業メーカー品の販売も好調に推移しましたが、東日本ブロックにおける大型のF T T H案件の終息が影響したことから、売上高は3,979,025千円（前事業年度比1.7%減）となり、売上総利益は650,601千円（前事業年度比5.2%増）となりました。

材料

光伝送路案件受注により架空幹線に使用する材料販売が好調に推移したことから、売上高は7,198,543千円（前事業年度比6.8%増）となり、売上総利益は1,325,377千円（前事業年度比9.0%増）となりました。

機 器

大型の防災行政無線案件の機器受注及びナースコールやネットワーク機器等の病院案件が好調に推移しましたが、四国九州ブロックにおける大型の消防通信設備案件及び東日本ブロックにおけるメガソーラー状態監視システム案件の終息が影響したことから、売上高は3,704,789千円（前事業年度比17.3%減）となり、売上総利益は386,464千円（前事業年度比3.9%減）となりました。

そ の 他

その他は電気通信工事であり、当事業年度におきましては複数受注したことから、売上高は161,690千円（前事業年度比1,267.9%増）となり、売上総利益は11,598千円（前事業年度比910.7%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

当事業年度におきまして、公募による新株式発行及びオーバーアロットメントによる当社株式の売出に関する第三者割り当てによる新株式発行を行い、総額で343,731千円の資金調達を行いました。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における主な設備投資はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	2015年度 第41期	2016年度 第42期	2017年度 第43期	2018年度 第44期
売 上 高 (千円)	13,650,687	13,514,288	15,281,363	15,044,048
営 業 利 益 (千円)	569,273	626,844	650,537	750,356
経 常 利 益 (千円)	558,830	634,417	658,420	718,752
当 期 純 利 益 (千円)	376,145	384,425	402,694	460,094
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	155円11銭	158円52銭	166円06銭	186円06銭
総 資 産 (千円)	10,533,524	11,155,896	12,671,672	11,855,893
純 資 産 (千円)	4,444,019	4,724,029	5,017,733	5,694,712

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、算出しております。

2. 当社は2018年10月23日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が第41期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

(5) 対処すべき課題

① 売上増加のための課題

(イ) 顧客基盤の拡充

当社では、顧客（販売先）の数を更に増加させることを課題と認識しております。

特に、当社における取引先の中で、最も取扱高が多く、収益性も高い「中堅クラス」（顧客の事業規模として、売上高が1億円以上100億円未満）の顧客を増加させることを重要課題として、日常の営業活動に取り組んでおります。

この課題に対処するために、各営業拠点において地域密着型の営業活動を地道に推進するほか、新たな地域での営業所の開設とターゲットを絞り込んだ営業戦略により、営業活動をより一層強化し、東日本ブロックのように当社のシェアが低い地域における顧客基盤の拡充に努めてまいります。

(ロ) 取扱商品数の拡充

当社では、取り扱う商品の数を更に増加させることを課題と認識しております。

情報通信分野においては、システムの高度化が加速度的に進展しています。これに伴い、市場ニーズ及び顧客ニーズが激しく変化してきています。このため、最新の商品情報を入手し、商品戦略へ反映することが重要となります。

この課題に対処するために、当社では、市場ニーズ及び顧客ニーズを把握するとともに、仕入先を通じて積極的な情報収集を行い、既存仕入先各社との関係強化に努めてまいります。

(ハ) イベント需要の取り込みを含む大型案件の獲得

当社は1975年の創業以来、CATV及び情報通信分野の技術革新や政府の各種施策等に対応する形で業容を拡大してまいりました。例えば、1985年の通信事業の自由化、1987年の都市型CATV局の開局、2002年の防災無線のデジタル化、2000年代の全国情報インフラのブロードバンド化、テレビ放送のデジタル化等を契機に、拠点数や事業領域を拡大してきております。特に2000年代は「CATVの普及」及び「地デジ対応」といった当社が属する業界全体の需要拡大の機会を捉え、業容を大きく拡大してまいりました。

当社では、長年の事業活動を通じて獲得した豊富な仕入ネットワークと、強固な信頼関係に基づいた優良な顧客基盤を有していたことが急拡大の要因と分析しております。今後も引き続き、この強みを活かし、需要拡大の機会を確りと捉え、売上

高の増加に繋げていくことを課題と認識しております。

当事業年度末現在において想定している需要拡大の機会として、CATVのFTTH化、第5世代移動通信システム、防災無線デジタル化関連等が挙げられます。

これら業界全体の需要拡大の機会を当社の成長に取り込むために、当社では、国内外からの安定した商品供給ルートを確保・整備するとともに、メーカーに偏りのない豊富な商品ラインナップから、顧客にとって最適な商品を選び出し、ワンストップで総合的な提案ができる企画提案力の向上に努めてまいります。

② 収益性の維持・向上のための課題

(イ) 日常的な取引の増加

当社が属する業界全体の需要拡大期に受注した案件は、同業他社との競争が激しくなることもあり、日常的な取引と比較して、収益性が低くなる場合があります。収益性を維持・向上させるために、当社では、大型案件を通じて構築した取引関係を、比較的収益性の高い日常的な取引の増加に繋げていくことを課題と認識しております。

この課題に対処するために、地域密着型の営業活動を地道に推進し、既存顧客との関係強化に努めてまいります。

(ロ) コスト・リーダーシップを発揮できる商品の拡充

顧客の多様なニーズに応えつつ、当社の収益性を維持・向上させることを課題と認識しております。

この課題に対処するために、当社では、多くの顧客に共通して必要とされる汎用的な商品については、当社が企画した商品をメーカーに提案して製造委託し、これを仕入れて顧客に販売しております。また、特定のメーカーの商品を大量ロットで仕入れることが可能な体制を構築することで、一定の利益率を確保することが可能となっております。顧客のニーズに立脚しつつ、コスト・リーダーシップを発揮できる商品の取扱高の増加に努めてまいります。

(ハ) 自社物流網の強化

取扱商品の金額的及び量的な増加に対応し、収益性の維持・向上を実現させるため、商品を効率的に仕入れ、販売するための自社物流網をより一層強化することを課題と認識しております。当事業年度末現在、本社がある愛媛県松山市に3箇所、東京営業所内に1箇所の合計4箇所の物流センターを有しておりますが、更なる成長に対応するためには、物流センターの拡充が必要となります。

この課題に対処するために、需要が増加している東日本ブロックにおける物流センターの拡充を検討しております。

③ 売上増加及び収益性の維持・向上を実現するための経営全般に係る課題

(イ) 与信管理・債権管理の徹底

当社では、与信管理及び債権管理を徹底することにより、貸倒等を発生させないようにすることを経営課題と認識しております。

この課題に対処するために、当社では、長年の営業活動を通じて得た顧客の情報及び信用調査会社の企業情報データを基に与信管理及び債権管理に取り組み、これまで当社の経営基盤を揺るがすような重大な引当金の計上は発生しておりません。今後も引き続き、与信管理及び債権管理の徹底に努めてまいります。

(ロ) 人材の育成及び確保

当社は、各営業拠点に情報通信分野関連の専門知識を有した人材を配置しております。専門知識とは、仕入商品に関する知識、LANやWANの通信に関する知識、通信環境を構築するための設備に関する知識であります。

今後の成長のために、これらの知識を豊富に有する人材を育成し、確保することを課題と認識しております。

この課題に対処するために、OJTによる社員教育をより一層充実させるとともに、新卒・中途社員の採用を積極的に推進し、当社が必要とする専門知識を有する優秀な人材の確保に努めてまいります。

(ハ) 新規領域への取り組み

当社が関係するCATV及び情報通信分野は、日進月歩で技術革新が起きており、例えば、テレビとインターネットが連携し、放送と通信の垣根がなくなる等、従前では考えられなかったような業際的な発展を遂げてきております。

今後も継続的な成長を実現していくために、当社では、新しい商品を発掘し、取り扱うことを課題と認識しております。

この課題に対処するために、建築、土木、医療等の新たな領域における商品の仕入れに取り組みるとともに、情報通信分野で先行するベンチャー企業との連携等に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

C A T V、情報通信用機材の販売

(7) 主要な営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	愛媛県松山市	大阪営業所	大阪府大阪市旭区
札幌営業所	北海道札幌市東区	岡山営業所	岡山県岡山市北区
仙台営業所	宮城県仙台市宮城野区	広島営業所	広島県広島市西区
東京営業所	東京都江東区	高松営業所	香川県高松市
名古屋営業所	愛知県名古屋市天白区	福岡営業所	福岡県福岡市博多区
金沢営業所	石川県金沢市	沖縄営業所	沖縄県那覇市

(8) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
136名	3名増	36.7歳	10.5年

(注) 上記の他に、嘱託社員が10名、準社員（パート・アルバイト）が2名おります。

(9) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借入金残高
株式会社高知銀行	436,935千円

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,396,960株
 (2) 発行済株式の総数 2,666,390株 (自己株式70株を含む)
 (3) 当事業年度末の株主数 1,133名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株式会社ディー・ケー・コーポレーション	810,200	30.4
ダイコー従業員持株会	312,030	11.7
河田 晃	225,530	8.5
河田 充	149,950	5.6
西村 晃	120,040	4.5
東京センチュリー株式会社	100,000	3.8
CREDIT SUISSE AG, DUBLIN BRANCH PRIME CLIENT ASSET EQUITY ACCOUNT	83,800	3.1
河田 正春	80,040	3.0
河田 すみ子	67,980	2.5
MSIP CLIENT SECURITIES	42,800	1.6

(注) 持株比率は自己株式(70株)を控除して算定しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	河田 晃		株式会社ディー・ケー・コーポレーション 代表取締役
代表取締役専務	河田 正春	西日本ブロック長兼 東海北陸ブロック長	
代表取締役専務	西村 晃	四国九州ブロック長兼 東日本ブロック長	
取締役会長	河田 充		
取締役	岡野 拓哉	大阪営業所長	
取締役	岡田 保		
取締役	白井 充	管理部長	
取締役	高本 克哉	本社営業部長	
取締役 (常勤監査等委員)	前田 照雄		
取締役 (常勤監査等委員)	倉本 逸男		
取締役 (監査等委員)	河端 民平		河端民平司法書士事務所 所長
取締役 (監査等委員)	濱崎 省二		

- (注) 1. 取締役倉本逸男氏、河端民平氏及び濱崎省二氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、前田照雄氏及び倉本逸男氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 重要な兼職の状況について
株式会社ディー・ケー・コーポレーションは、当社株式の30.4%を保有する大株主であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である前田照雄氏、倉本逸男氏、河端民平氏、濱崎省二氏との間に、会社法第427条第1項に定める当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 取締役に対する報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	8名	243,214千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3名)	14,209千円 (9,710千円)
合計	12名	257,424千円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年8月30日開催の第42回定時株主総会において年額250,000千円以内と決議されております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年8月30日開催の第42回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役河端民平氏は、河端民平司法書士事務所の所長を兼務しております。なお、同所と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	倉本 逸男	当事業年度開催の取締役会には、23回中23回全て出席し、また、監査等委員会には21回中21回全て出席しております。疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。
社外取締役	河端 民平	当事業年度開催の取締役会には、23回中21回出席し、また、監査等委員会には21回中21回全て出席しております。疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。
社外取締役	濃崎 省二	当事業年度開催の取締役会には、23回中21回出席し、また、監査等委員会には21回中21回全て出席しております。疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	23,125千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1,200千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,325千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、イ.の金額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、コンフォートレターに係る合意された手続業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の処分に係る事項

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び従業者（以下「役職員」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 当社のコンプライアンス体制の基礎となる「倫理綱領」に基づき、役職員の法令・定款及び経営理念の遵守に関する指針として「コンプライアンス基本指針」を定め、役職員への周知徹底を図っております。
 - (ロ) 当社のコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス担当役員と各部門のコンプライアンス担当責任者は、コンプライアンス実践体制を構築しております。
 - (ハ) 内部監査部門として、執行部門から独立した内部監査室を設置し、各部門のコンプライアンス担当責任者と連携してモニタリングを実施しております。
- (二) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報体制を整備し、「公益通報管理規程」に基づき、その運用を行っております。
- (ホ) 監査等委員である取締役は内部監査室と連携し、当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとしております。
- (ヘ) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、「反社会的勢力対策規程」に基づき、一切の関係を持たないこととしております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行、意思決定に係る情報については、「文書管理規程」その他関連する規程・マニュアルに基づき、適切かつ確実に検索可能な状態で保存、管理しております。また、取締役が当該情報を求めたときは、適時にそれらを提供できる状態に管理しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 当社は、必要に応じて社内規程等を制定し、マニュアルの作成・配布、教育及び内部監査を実施して、当社の損失の危険を回避・予防し、または管理するものとしております。
- (ロ) 緊急かつ全社的に対処する必要のある場合には、「リスク管理規程」に基づき、情報の収集・リスクの評価・優先順位・対応策など総括的に管理を行っております。ま

た、必要に応じて顧問弁護士等第三者の助言を受け、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整えております。

- (ハ) 当社は、リスク管理全体を統括する組織として「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の整備・改善等に関するモニタリングを行うとともに、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長が統括して危機管理にあたることとしております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 経営理念を基盤に、将来の事業環境に適応していくために、事業計画に基づき、計数的目標を明示し、営業部門の目標と責任を明確にするとともに、月次の利益計画を策定し、予実管理を行っております。

(ロ) 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。各ブロックを担当する取締役は、取締役会において年度事業計画の進捗状況及び具体的な実行施策を報告し、効率的な業務遂行体制を構築、実施しております。

(ハ) 「取締役会規程」、「組織規程」、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」等に基づき、取締役ごとの役割と責任を明確化するとともに、意思決定プロセスの簡素化等により経営における意思決定の迅速化を図っております。また、重要事項については、取締役会の合議により慎重な意思決定を行っております。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき従業者に関する事項と当該従業者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該従業者に対する指示の実効性確保に関する事項

(イ) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき従業者を置くことを求めた場合は、監査等委員会の同意のもとに、補助すべき従業者として、監査計画に従い必要な人員を配置することとしております。

(ロ) 監査等委員会及び監査等委員である取締役を補助する従業者は、その職務に関して監査等委員である取締役の指揮命令のみに服し、取締役（監査等委員である取締役を除く）から指揮命令を受けないこととしております。

(ハ) 当該従業者の人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査等委員である取締役の同意を得ております。

⑥ 当社の役職員が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(イ) 監査等委員である取締役は、監査等委員会が定める監査計画に従い、取締役会その

他の重要な会議に出席し、役職員から重要事項の報告を求めることができることとしております。

- (ロ) 役職員は、職務の執行に関する法令・定款違反、不正行為の事実、または著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、監査等委員である取締役が遅滞なく報告することとしております。
- (ハ) 当社は、監査等委員である取締役へ報告を行った当社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社の役職員は、監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査に対する理解を深め、当該監査の環境を整備するよう努めております。
- (ロ) 監査等委員である取締役は、内部監査室及び会計監査人と連携し、適切な意思疎通を行うことにより監査の実効性を確保しております。
- (ハ) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員である取締役または監査等委員会からの適時な報告に対して、真摯に受け止めております。
- (ニ) 監査等委員会から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があり、当該費用等が監査等委員の職務の執行に必要であると認められた場合、これに応じるものとしております。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保しております。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係は排除するという信念をもっております。この信念のもと、取締役会や幹部社員を集めた会議等においては、折に触れ、自ら注意を促しております。当社ではこれらの教育的指導により意識高揚が図られており、全社員に周知されているものと考えております。

各営業部門の新規顧客の取引開始時には、外部の調査機関の活用及び取引先等からの風評等の信用調査結果を必ず収集したうえで取引開始を実行するなど、営業体制を確立しております。加えて、既存取引先についても、定期的に信用調査を行う等のチェック体制を確立しております。

また、取引基本契約書には反社会的勢力排除を謳っており、当社の意思が内外に分かる様取り組んでおります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は23回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査等委員会は21回、リスク管理委員会は3回開催いたしました。
- ② 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び内部統制監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への安定した配当の継続による利益還元の実現を図りながら、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保することを重要な経営方針のひとつとして位置づけております。

当事業年度の剰余金の期末配当につきましては、1株当たり63円を予定しております。

貸借対照表

(2019年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,559,840	流動負債	5,347,918
現金及び預金	5,085,790	支払手形	3,780,452
受取手形	1,273,599	買掛金	1,111,007
売掛金	2,279,111	1年内返済予定長期借入金	55,561
リース投資資産	17,256	リース債務	10,920
商品	890,074	未払金	34,585
前払費用	13,467	未払費用	123,466
その他	8,294	未払法人税等	149,240
貸倒引当金	△7,754	未払消費税等	38,577
		賞与引当金	13,955
		その他	30,152
固定資産	2,296,052		
有形固定資産	1,493,267	固定負債	813,262
建物	420,596	長期借入金	381,374
構築物	22,662	リース債務	12,232
工具器具備品	4,914	退職給付引当金	51,510
土地	1,025,363	役員退職慰労引当金	338,891
リース資産	19,731	その他	29,254
無形固定資産	8,554	負 債 合 計	6,161,180
ソフトウェア	27	(純資産の部)	
リース資産	6,009	株主資本	5,692,276
その他	2,516	資本金	583,663
投資その他の資産	794,230	資本剰余金	462,821
投資有価証券	40,464	資本準備金	462,821
保険積立金	593,419	利益剰余金	4,645,846
破産更生債権等	22,598	利益準備金	28,526
長期前払費用	46,821	その他利益剰余金	4,617,319
繰延税金資産	70,549	固定資産圧縮積立金	1,347
その他	52,174	別途積立金	410,000
貸倒引当金	△31,798	繰越利益剰余金	4,205,971
		自己株式	△56
		評価・換算差額等	2,436
		その他有価証券評価差額金	2,436
資 産 合 計	11,855,893	純 資 産 合 計	5,694,712
		負債及び純資産合計	11,855,893

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		15,044,048
売上原価		12,670,006
売上総利益		2,374,041
販売費及び一般管理費		1,623,684
営業利益		750,356
営業外収益		
受取利息	7,321	
賃貸収入	6,120	
デリバティブ評価益	2,162	
保険解約返戻金	3,194	
その他	2,942	21,740
営業外費用		
支払利息	5,363	
賃貸費用	2,065	
為替差損	2,969	
株式公開費用	42,785	
その他	160	53,344
経常利益		718,752
税引前当期純利益		718,752
法人税、住民税及び事業税	264,686	
法人税等調整額	△6,029	258,657
当期純利益		460,094

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	411,798	290,956	290,956	28,526	1,252	410,000	3,867,223	4,307,002
当期変動額								
新株の発行	171,865	171,865	171,865	-	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	-	-	95	-	△95	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△121,251	△121,251
当期純利益	-	-	-	-	-	-	460,094	460,094
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	171,865	171,865	171,865	-	95	-	338,748	338,843
当期末残高	583,663	462,821	462,821	28,526	1,347	410,000	4,205,971	4,645,846

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	△56	5,009,700	8,032	8,032	5,017,733
当期変動額					
新株の発行	-	343,731	-	-	343,731
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	△121,251	-	-	△121,251
当期純利益	-	460,094	-	-	460,094
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	△5,596	△5,596	△5,596
当期変動額合計	-	682,575	△5,596	△5,596	676,978
当期末残高	△56	5,692,276	2,436	2,436	5,694,712

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、1998年4月1日以降取得建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得建物附属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数

建物 15年～38年

構築物 10年～20年

工具器具備品 6年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

のれん

20年以内の効果が及ぶ期間で均等償却

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

現金及び預金	95,000千円
建物	301,241千円
構築物	10,330千円
土地	784,802千円
合計	1,191,374千円

担保付債務

長期借入金	381,374千円
1年内返済予定長期借入金	55,561千円
合計	436,935千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 467,921千円

3. 当座貸越契約

当社は、不測の事態が発生した際に、機動的かつ安定的に運転資金を調達出来るよう、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	150,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	150,000千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,212,545	1,453,845	－	2,666,390

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加1,453,845株のうち1,212,545株は、2018年10月23日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

2. 普通株式の発行済株式の株式数の増加1,453,845株のうち160,000株は、公募による新株の発行を行ったことによるものであります。

3. 普通株式の発行済株式の株式数の増加1,453,845株のうち81,300株は、第三者割当による新株の発行を行ったことによるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	35	35	－	70

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加35株は、2018年10月23日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年8月30日 定時株主総会	普通株式	121,251	100	2018年 5月31日	2018年 8月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年8月28日 定時株主総会	普通株式	167,978	利益剰余金	63	2019年 5月31日	2019年 8月29日

税効果会計に関する注記

(税効果関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	24,647千円
未払事業税	8,511千円
賞与引当金	4,250千円
棚卸資産評価損	13,324千円
貸倒引当金	12,047千円
役員退職慰労引当金	103,226千円
退職給付引当金	15,689千円
投資有価証券評価損	2,618千円
会員権評価損	2,572千円
減損損失	37,649千円
その他	10,957千円
繰延税金資産小計	235,496千円
評価性引当額	△161,589千円
繰延税金資産合計	73,906千円
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	△1,067千円
その他	△2,289千円
繰延税金負債合計	△3,356千円
差引：繰延税金資産純額	70,549千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6%
住民税均等割	1.7%
留保金課税	0.8%
評価性引当額の増減	1.3%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.0%

リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	3,114千円
1年超	6,307千円
合計	9,421千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブは、デリバティブ取引管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,085,790	5,085,790	—
(2) 受取手形	1,273,599	1,273,599	—
(3) 売掛金	2,279,111	2,279,111	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	30,464	30,464	—
資産計	8,668,966	8,668,966	—
(1) 支払手形	3,780,452	3,780,452	—
(2) 買掛金	1,111,007	1,111,007	—
(3) 長期借入金 (*)	436,935	434,025	△2,909
負債計	5,328,394	5,325,485	△2,909

(*) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金も含まれております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形、(2) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	10,000

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 2,135円79銭

1 株当たり当期純利益金額 186円06銭

(注) 当社は、2018年10月23日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

独立監査人の監査報告書

2019年7月24日

ダイコー通産株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 英之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀川 紀之 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイコー通産株式会社の2018年6月1日から2019年5月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年6月1日から2019年5月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1、監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

一 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び営業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。

二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行えることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2、監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年7月26日

ダイコー通産株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	前田 照雄	印
常勤監査等委員	倉本 逸男	印
監査等委員	河端 民平	印
監査等委員	濱崎 省二	印

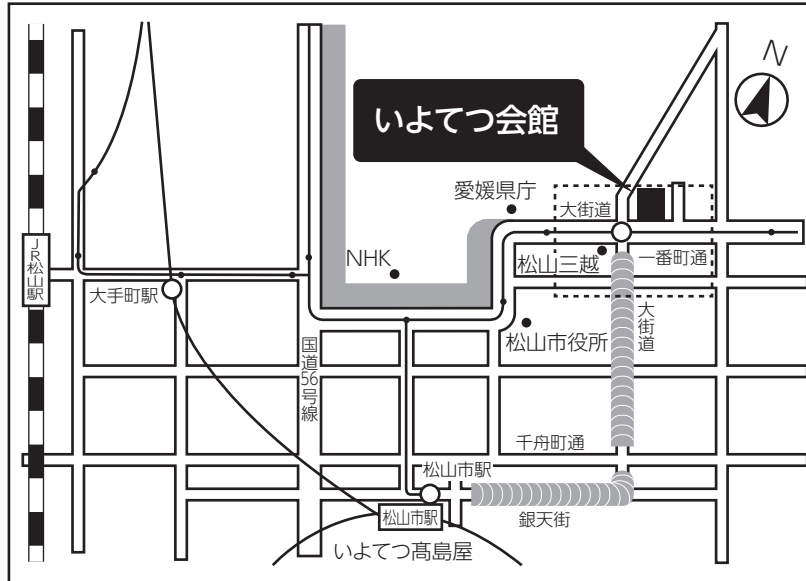
(注) 常勤監査等委員 倉本逸男、監査等委員 河端民平及び監査等委員 濱崎省二は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 愛媛県松山市大街道三丁目1番地1
いよてつ会館 5階 クリスタルホール
TEL 089-948-3456

交通案内 ・伊予鉄道市内電車 大街道 下車
・松山空港から車で約20分
・J R松山駅から車で約5分

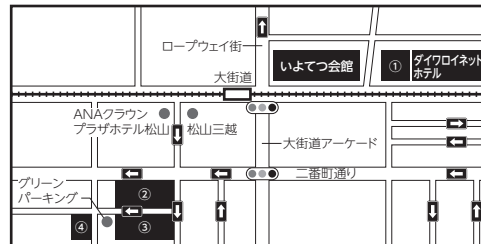


お願い いよてつ会館には専用駐車場がありません。
お車でお越しの場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。
下記の提携駐車場をご利用の場合、無料駐車券をご用意しておりますので、株主総
会会場受付にお申し出ください。

拡大図（駐車場案内）

【提携駐車場】

- ①伊予鉄道一番町駐車場
- ②お城下パーキング2番町
- ③フラワーパーキング二番町
- ④フラワーパーキング二番町WEST



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用しています。